

学校における働き方改革推進のための方策

令和3年2月1日策定
長野県教育委員会

長野県教育委員会では、平成29年11月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、義務教育諸学校において「すべての教室で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します」という目標を掲げ、市町村教育委員会や県PTA連合会等との連携を図りながら、取組を推進してきました。

一方、文部科学省が令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めたことを受けて、県教育委員会は、令和2年6月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例」の一部を改正し、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において在校等時間の上限を定めるとともに、市町村教育委員会に業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることについて通知し、義務教育諸学校においても業務量の管理に関する取組が始まりました。

そこで、これまでの取組の成果を踏まえた上で、新たに小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校における働き方改革推進のための方策を示し、様々な取組を推進していきます。

1 目的

- 長野県の教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、生き生きとやりがいを感じて豊かな教職生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通じて、教職員としての専門性や創造性を高め、子どもたちへの質の高い教育を実現していきます。
- すべての教職員の在校等時間を客観的な方法により年間を通して把握し、時間外在校等時間の縮減（原則年360時間以内及び月45時間以内）のための取組を推進していきます。

2 方策

（1）学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減

- ①学校・家庭・地域等が役割分担や連携をしながら学校業務の協業化・分業化の体制を構築していくために、信州型コミュニティスクールの仕組み等の効果的活用を促進します。
- ②学校業務の処理の効率化・合理化・システム化を図っていくために、県共通仕様の統合型校務支援システムの導入により教職員の業務量が縮減した好事例の周知・広報活動、サポート体制の充実等を通じて全県導入を推進します。
- ③保護者の利便性の向上や教職員の業務負担の軽減を図っていくために、学校徴収金（給食費や学年費等）の会計業務の負担を軽減している好事例の周知・広報活動を行います。
- ④校内外の会議や研修会等の移動・開催時間の短縮・効率化を図っていくために、オンラインツールの効果的活用を促進します。
- ⑤学校を取り巻く様々な問題等に対して専門的な観点に基づく支援や対応を図っていくために、専門スタッフ（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・ロイヤー、教育コーディネーター、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等）の拡充・連携を促進します。
- ⑥行事等の精選や日常業務の見直しを促すとともに、好事例の周知・広報活動を通じて効果的な取組を全県に広げていきます。
- ⑦学校以外が担うことが適切と判断される学校業務（登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整等）について、学校・家庭・地域等の役割分担の見直しや関係の再構築（外部委託を含む）の検討を促進します。
- ⑧教科指導の高度化や学校のICT環境の整備を推進するために、「1人1台端末」の効果的な活用について研究を進め、その研究成果を全県に周知します。

(2) 家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築

- ①学校単位での働き方改革を推進していくために、重点的に業務改善に取り組む期間や自校の取組の成果や課題を振り返る期間を設けるとともに、好事例の周知・広報活動を通じて、効果的な取組を全県に広げていきます。
- ②学校・保護者・地域間の迅速な情報共有を実現していくために、連絡手段のデジタル化（学校が保護者に求める押印の見直し、児童生徒や保護者対象のアンケートや欠席・遅刻連絡のオンライン化、学校から保護者あての通知のデジタル配信等）を推進します。
- ③学校事務職員がより主体的・創造的に学校経営へ参画していくために、事務職員の資質・能力や意欲を高める体系的な研修制度を整備するとともに、教育事務に関わる教育委員会と学校の連携・協働体制を構築します。
- ④学校における働き方改革に関する理解を深めていくために、家庭・地域・関係機関・企業等に対する広報活動や研修会等を行います。
- ⑤地域におけるスポーツ・文化環境を整備していくために、競技団体や文化活動団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等が連携しながら、年齢や学区の枠を超えて練習等を行うことができる活動拠点を構築し、好事例の周知・広報活動を通じて効果的な取組を全県に広げていきます。
- ⑥職場体験・社会科見学等の受入れ、課外活動や部活動等の学校教育活動に対する支援・指導、PTA活動への参加等を促進していくために、学校支援の認証制度や学校応援企業の登録等の条件整備を行います。

(3) ワーク・エンゲイジメント*の高い職場づくりとワーク・ライフ・バランスの実現

* 仕事に誇りを持ち、仕事にエネルギーを注ぎ、仕事から活力を得て生き生きしている状態

- ①子どもの健やかな成長を願い、学校生活・家庭生活のバランスを図っていくために、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」や「長野県中学校の文化部活動方針」の基準に沿った課外活動や部活動等の運営の徹底を促進するとともに、児童生徒・保護者・地域への理解を促す周知・広報活動を行います。
- ②教職員の健康管理に配慮した働き方を推進していくために、学校における労働安全衛生管理（産業医や衛生管理者等の選任、定期健康診断の実施、長時間勤務者の学校医や産業医との面談、ストレスチェックの実施と衛生委員会の効果的運用等）を適切に行う体制を整備するなど、メンタルヘルス対策の充実を図ります。
- ③教職員が健康で生き生きとやりがいを感じながら豊かな教職生活を送っていくことができるように、必要な調査の実施、好事例の周知・広報活動等により、ワーク・エンゲイジメントの高い職場づくりを進めます。
- ④働きやすい職場環境を整備していくために、在宅勤務や時差勤務、1年単位の変形労働時間制等、学校関係者の多様な働き方について、国・他自治体の状況を踏まえながら研究を進めます。
- ⑤教職員としての専門性を高めながら、将来のキャリアを展望していくことができるように、関係機関等と連携・協働しながらキャリアステージに応じた研修等を実施する等、学び続ける教職員を支援します。